

## 公共施設指定管理者再選定の考え方

### 【選定にあたっては】

- 指定管理者選定委員会の審議を必要とする。
- 指定管理者の指定にあたっては、原則公募とする。
- 以下の条件に該当する場合は、指定管理者を非公募(任意指定)で選定できるものとする。

### 【非公募(任意指定)の条件】

下記の①(必須)及び②・③のいずれかに該当する場合、指定管理者を非公募(任意指定)で選定できるものとする。

項 目	条 件
① 実績評価	・指定期間(R3～R7)において、現指定管理者による施設の管理・運営を評価している。
② 施設の管理・運営	(1) ・非利益活動(施設に関する調査研究・教育普及活動等)を重視する施設である。 ・指定管理者が代わると、利益につながる活動が優先され、非利益活動が疎かになるおそれがある。
	(2) ・指定管理候補者が施設の管理・運営に関する専門的な知識・技術を有している。 ・指定管理者が代わると、専門性の欠如によってサービスの質が低下し、施設の管理・運営に支障が生じるおそれがある。
	(3) ・町の施策を推進する上で拠点施設として位置づけており、指定管理者は施策の推進役として中心的な役割を果たしている。 ・指定管理者が代わると、施策を推進するための体制等を新たに構築する必要があり、町の施策を推進する上で支障が生じるおそれがある。
③ 対外関係	(1) ・特定の利用者を対象とし、利用者との信頼関係やサービスの連続性を重視する施設である。 ・指定管理者が代わると、施設利用者との信頼関係を新たに構築する必要があり、施設の運営に支障が生じるおそれがある。
	(2) ・施設を運営する上で関係者(寄付者、作品寄贈者等)や関係団体との信頼関係を重視する施設である。 ・指定管理者が代わると、施設関係者・関係団体との信頼関係を新たに構築する必要があり、施設の運営に支障が生じるおそれがある。

※公募を行ったが応募者がいなかった場合や、緊急に指定管理者を選定する必要がある場合(選定団体が欠格事由に該当する場合、選定団体と協定が締結できなくなった場合等)も、非公募により任意に指定できることとする。